

## 業務委員会（平成16年6月18日開催）議事要旨

1. 日 時 平成16年6月18日（金曜） 午後3時00分～午後4時20分
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目6番1号  
日経茅場町別館1階 当社会議室
3. 議 題 (1) 一般振替DVPの業務の状況について  
(2) 「一般振替DVPの実施に向けた対応等」に係る諮問の終了について  
(3) 参加者自己分と顧客預託分の別の通知に係る業務規程施行規則の一部改正について  
(4) 株券等保管振替制度における損失補填制度の検討状況について  
(5) 各小委員会における審議状況等について  
(6) その他

### 4. 議事内容

- (1) 一般振替DVPの業務の状況について
- (2) 「一般振替DVPの実施に向けた対応等」に係る諮問の終了について  
一般振替DVPの業務の状況について及び「一般振替DVPの実施に向けた対応等」に係る諮問の終了について一括して報告があり、大要次のような質疑応答があった。
  - ・ 現金ベースでのDVPの比率についてのデータはあるのか。  
一般振替DVPで決済されたものについては、ほふりクリアリングで決済価額を把握しているが、それ以外のものについては、機構でも、ほふりクリアリングでも、決済価額を把握しておらず、非DVPのうちフリーで資金決済が行われる振替と資産移管のような資金の授受を伴わない振替との区別もできないので、資金決済を伴う取引のDVP比率といったデータは取得できない。
  - ・ 一般振替DVPの稼働に伴い、取引所決済の迅速化も図られている。12時以降に決済が行われることが多かった非居住者取引の決済が、DVP稼働後は一般振替が前倒しに処理されるようになり、DVP稼働前に比べ、日中の振替が1時間ほど前倒しになっている。一般振替DVP実現の効果として、我が国証券決済の安全性が高まるのだが、それと相まって効率性も高まっているということが言えるのではないか。
- (3) 参加者自己分と顧客預託分の別の通知に係る業務規程施行規則の一部改正について  
参加者自己分と顧客預託分の別の通知に係る業務規程施行規則の一部改正について報告があった。

#### (4) 株券等保管振替制度における損失補填制度の検討状況について

金融庁から損失補填制度の基本スキームのうち離脱選択権について認められず、昨年11月に認可申請した業務規程の改正案につき認可されなかったことなど、株券等保管振替制度における損失補填制度の現在の検討状況について報告があり、大要次のような質疑応答があった。

- ・ 預託を推進した参加者ほど負担が大きいということには矛盾を感じるがどうか。  
当初、そういう議論はあったが、この制度の利用度合いや損失発生の可能性から、預託残高ベースで按分するのが適当ではないかということで、参加者の意見がまとまった経緯がある。

- ・ 法律上この制度は、参加者ではなく機構が原因で損失が発生し、それをカバーできなくなったときに、保険制度や参加者の連帯責任で補うというものではなかったのか。

本制度は、明らかにある参加者の責任で損失が生じ、その参加者がその穴を埋めきれなくて倒産した場合について、顧客に損失を補填しなければならず、それを制度全体で行う仕組みであり、それが社振法と異なる点である。

- ・ 本日提示されている基本スキームは、機構から今まで聞いているとおりのものであり、各社過去に遡ってそれぞれ意見もあろうかと思うが、今ここで議論しても仕方がないと思う。要は、離脱選択権が認められないという点で、今後どうするのか、別の場で議論してはどうか。

そうして頂きたい。金融庁の認可をいただけない理由は説明したとおりで、離脱選択権をはずしてどういうスキームとするか、議論していただければ有難い。

ここまでに至るプロセスについては、役員も含めて了解がなされている。したがって、今後、離脱選択権をはずしてどういうスキームとするのか議論を進めていきたい。

#### (5) 各小委員会における審議状況等について

各小委員会における審議状況等について報告があった。

#### (6) その他

保護預り株券等の保管状況に関するアンケート調査結果、業務委員会等の委員会の変更及び株券ペーパーレス化に係る法制化の状況等について報告があり、大要次のような質疑応答があった。

- ・ 株券不発行について、機構はいつからどのような対応をしていくのか。  
株券のペーパーレス化は非常に大きな制度改正であり、全貌を把握するのが難しく、また非常に広範囲に影響が生じることとなる。まずは、法律に基づいた業務について、それがどういう形になるのか、関係者で固めていく必要があり、それがは

っきりしていくと、機構が具体的にどう検討を進めていくかがはっきりできる。ただし、関係者が大筋を合意する期間等を考慮すると、5年間というのはそう余裕はないことだと認識している。

具体的な検討の進め方については、本日はまだはっきりとは言えないが、早期に関係者と検討して具体的な作業へ入っていかねばいけないと考えている。

以 上

問合せ先 経営企画部 電話 03-3661-0295 本議事要旨は暫定版であるため、 今後修正があり得ます。
--